

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和3年4月27日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和3年度プール水水質検査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13030005
(3) 物品委託役務内容	市立小学校において学校環境衛生基準に基づきプール水の水質検査を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和3年9月30日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市立西条小学校ほか32校
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査>次のいずれか 環境測定(計量証明事業)<水質・土壌> 水道法に基づく水質検査
イ	法令等による登録等	・入札参加資格認定区分として、「測定・検査>環境測定(計量証明事業)<水質・土壌>」の認定を受けている者にあつては、計量法(平成4年法律第51号)第107条に基づく広島県知事の計量証明事業(濃度)の登録を受けていること。 ・入札参加資格認定区分として、「測定・検査>水道法に基づく水質検査」の認定を受けている者にあつては、水道法(昭和32年法律第177号)第20条の4の規定による水質検査機関の登録があり、登録事項のうち水質検査を行う区域を「広島県」とし、検査を行う事業所の所在地を「広島県内」として
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和3年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和3年4月27日～ 令和3年5月24日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和3年4月27日～ 令和3年5月11日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育課 学事課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0975 /ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和3年5月14日～ 令和3年5月24日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和3年5月20日～ 令和3年5月21日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和3年5月24日 午前11時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和3年度プール水水質検査業務仕様書

- 1 業務の名称
令和3年度プール水水質検査業務
- 2 履行場所
東広島市立西条小学校ほか32校
- 3 履行期間
契約締結日の翌日から令和3年9月30日まで
- 4 業務の目的
本業務は、「学校環境衛生基準」によりプール水の水質検査を定期的を実施し、プール使用上の安全を確保することを目的とする。
- 5 業務実施責任者
受注者は契約締結後、次の(1)、(2)及び(3)に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。
(1) 業務実施責任者には、資格を求めない。
(2) 業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。
(3) 業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類(社員証、雇用証明書又は健康保険証等)の写しを提出すること。
- 6 対象施設
33施設(別紙検査対象施設一覧のとおり)
- 7 業務内容

(1) 検査項目及び検査回数

「学校環境衛生基準」に基づき、1施設あたり3回実施する。

検査項目	1回目	2回目	3回目
水素イオン濃度	○	○	○
濁度	○	○	○
遊離残留塩素	○	○	○
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	○	○	○
大腸菌	○	○	○
一般細菌	○	○	○
総トリハロメタン	×	○	×
濁度(循環ろ過装置の処理水)	×	○	×

(2) 実施方法

- ア 受注者は各施設を巡回して採水し、検査を実施する。採水は次の期間内に行うこととし、詳細な日時については協議して決定することとする。ただし、新型コロナウイルス感染症等による臨時休業等により、プールの使用時期に変更がある場合には、検査期間及び詳細な日時について別途協議して決定することとする。

回数	期 間
1回目	令和3年6月1日～令和3年6月30日
2回目	前回の検査実施日の翌日から起算し、 20～30日以内に実施すること。
3回目	前回の検査実施日の翌日から起算し、 20～30日以内に実施すること。

イ 検査物を入れる容器は受注者が用意することとし、それに要する費用は委託料に含むものとする。

(3) 結果報告

ア 受注者は、毎回の検査業務終了後、施設ごとに検査内訳の各項目の値を記入した水質検査結果を2部作成し、発注者(学校教育部学事課)へ提出すること。

イ 検査の結果、「学校環境衛生基準」の基準値に適合しない場合は、上記に関わらず直ちに学事課に報告すること。

(4) 再検査

発注者は、検査結果が基準を超えた場合、又は検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。なお、その場合の費用については、協議の上、決定する。

8 その他

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。

(2) 業務の実施に当たっては、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑をおよぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。

(3) 業務の実施に当たっては、検査対象施設で執務する職員等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の職員等の迷惑とならないよう注意すること。

(4) 業務の実施に当たって、万一事故が発生したときは、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。

(5) その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、協議の上実施すること。

(6) 本業務の委託料は、業務完了後の一括払いとする。

9 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市教育委員会 学校教育部 学事課 保健給食係

電話 (082) 420-0975

FAX (082) 423-7551

検査対象施設一覧

	施設名	所在地	電話番号
1	西条小学校	東広島市西条中央 2-15-1	082-422-3322
2	寺西小学校	東広島市西条町寺家 6664-1	082-423-2632
3	郷田小学校	東広島市西条町郷曾 1133	082-425-0005
4	板城小学校	東広島市西条町森近 234-1	082-425-0001
5	三永小学校	東広島市西条町下三永 10929-2	082-426-0005
6	川上小学校	東広島市八本松飯田 5-8-47	082-428-1445
7	原小学校	東広島市八本松町原 11407-5	082-429-0076
8	吉川小学校	東広島市八本松町吉川 365	082-429-1054
9	八本松小学校	東広島市八本松町原 10128-137	082-428-3564
10	西志和小学校	東広島市志和町七条栴坂 1670	082-433-2316
11	東志和小学校	東広島市志和町志和東 3979	082-433-2145
12	小谷小学校	東広島市高屋町小谷 3543-3	082-434-0518
13	高屋東小学校	東広島市高屋町白市 589	082-434-0318
14	高屋西小学校	東広島市高屋町中島 582	082-434-0003
15	造賀小学校	東広島市高屋町造賀 2774-1	082-436-0002
16	東西条小学校	東広島市西条吉行東 1-2-1	082-423-9110
17	平岩小学校	東広島市西条町寺家 521-9	082-422-5355
18	御菌宇小学校	東広島市西条町御菌宇 8544-6	082-422-6220
19	高美が丘小学校	東広島市高屋高美が丘 4-1-1	082-434-7620
20	三ツ城小学校	東広島市西条中央 7-23-55	082-421-1020
21	板城西小学校	東広島市黒瀬町小多田 257	0823-82-2149
22	上黒瀬小学校	東広島市黒瀬町宗近柳国 10271-2	0823-82-2805
23	乃美尾小学校	東広島市黒瀬町乃美尾 10554-1	0823-82-2016
24	中黒瀬小学校	東広島市黒瀬町檜原 10018-1	0823-82-2024
25	下黒瀬小学校	東広島市黒瀬町津江 11225-3	0823-82-2115
26	福富小学校	東広島市福富町下竹仁 2093-3	082-435-2341
27	豊栄小学校	東広島市豊栄町鍛冶屋 370	082-432-2134
28	河内小学校	東広島市河内町中河内 1013	082-437-1112
29	入野小学校	東広島市入野中山台 4-20-1	082-437-1031
30	木谷小学校	東広島市安芸津町木谷 4122	0846-45-0275
31	三津小学校	東広島市安芸津町三津 4680	0846-45-0024
32	風早小学校	東広島市安芸津町風早 789	0846-45-0052
33	龍王小学校	東広島市西条町寺家 5415-6	082-493-6003